

## 社団法人漁業情報サービスセンター役員退職金支給規程

第1条 役員が退職したときは、退職金を支給する。

第2条 この規程で役員とは、会長、副会長及び常勤理事をいう。

第3条 常勤役員の退職金の額は、在職1月につき、退職の日におけるその者の年俸報酬額12分の1の額に100分の12の割合を乗じて得た金額とする。

在職期間の月数の計算は、就任の日から起算し、1月に満たない日数は、1月に切り上げる。

第4条 非常勤役員には、在職期間を勘案し、理事会の議を得て記念品若しくは記念品代を贈呈する。

第5条 役員退職金支払いのため、役員退職金積立金を毎年積み立てるものとする。

第6条 死亡の歳の退職金は、遺族に支給するものとし、その順位は労働基準法施行規則に定める遺族の補償を受ける者の順位による。

第7条 役員退職金は、原則として退職の日から1ヵ月以内に支給するものとする。

第8条 第1条から前条までに定めるもののほか、役員の退職手当の支給に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第9条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

### 附 則

#### (適用期日)

1. この規程は、平成22年5月27日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

#### (経過措置)

2. 常勤役員の退職金の額の計算に関しては、この規程の適用の日以降の期間について適用し、同日善の期間については、なお、従前の例による。